

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	後期高齢者医療制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
甲府市は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	後期高齢者医療制度関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名
甲府市長

公表日
令和5年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度関係事務
②事務の概要	<p>＜事務内容＞</p> <p>後期高齢者医療制度では、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市区町村が連携して事務を行う。基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療広域連合：被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付・市区町村：各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、当市における事務内容は以下のとおり。 <p>1. 被保険者の資格管理</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療広域連合が75歳以上の者の被保険者認定を行うにあたり、広域連合に住基情報を提供する。・後期高齢者医療広域連合が65歳以上75歳未満の者の障害等による被保険者認定を実施するにあたり、広域連合に住基情報を提供する。・後期高齢者医療広域連合が生活保護等による被保険者の適用除外認定を実施するにあたり、広域連合に適用除外情報を提供する。・後期高齢者医療広域連合が資格認定（取得・喪失の確認）を実施するにあたり、資格取得届・喪失届等の受付を行い、その受付情報を広域連合に提供する。・後期高齢者医療広域連合が被保険者証交付を実施するにあたり、広域連合に住基情報を提供する。・後期高齢者医療広域連合が被保険者証の更新等を実施した後に、必要に応じて被保険者証の随時交付を行う。・後期高齢者医療広域連合が住基情報による届出のみなし、住所地特例を確認するために、広域連合に住基・住登外登録情報を提供する。 <p>2. 保険料賦課・徴収</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療広域連合が保険料率、賦課決定等を実施するにあたり、広域連合に税情報を提供する。・普通徴収に関して、保険料納期決定を行う。・後期高齢者医療広域連合が減免・徴収猶予決定を実施するにあたり、減免申請・徴収猶予申請の受付を行い、その受付情報を広域連合に提供する。・保険料徴収に関する業務（年金からの特別徴収、保険料収納、納入通知の送付、督促状の送付、滞納処分、延滞金の徴収など）を行う。・後期高齢者医療広域連合に対して、保険料減額分の繰入金、保険料等の徴収金の納付を行う。 <p>3. 保険給付</p> <ul style="list-style-type: none">・後期高齢者医療広域連合が一部負担金の割合の減免決定を実施するにあたり、減免申請の受付を行い、その受付情報を広域連合に提供する。・後期高齢者医療広域連合が償還払いの審査、支払を実施するにあたり、高額医療費及び療養費の支給申請・標準負担額減額申請の受付を行い、その受付情報を広域連合に提供する。・後期高齢者医療広域連合が葬祭費等の支給を実施するにあたり、葬祭費の申請の受付を行い、その受付情報を広域連合に提供する。・後期高齢者医療広域連合が給付制限を実施するにあたり、広域連合に滞納情報を提供する。・後期高齢者医療広域連合が第三者行為による損害賠償請求を実施するにあたり、第三者行為による損害賠償請求に関する申請の受付を行い、その受付情報を広域連合に提供する。 <p>4. その他</p> <ul style="list-style-type: none">・特別会計を設置する。・県が審査会を開くために、審査請求書の受理を行い、その受理した情報を審査会に提供する。・必要に応じて、被保険者等に関する調査を実施する。・必要に応じて、被保険者や他の執行機関等に資料の提供を求める。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、滞納システム、団体名統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、後期高齢者医療関連情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条および別表第1 第59号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (情報照会の根拠):82の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険課
②所属長の役職名	健康保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 福祉保健部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 福祉保健部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	八巻 一仁	中澤 勝也	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	福祉部	福祉保健部	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	福祉部	福祉保健部	事後	
平成31年2月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	後期高齢者医療関係情報ファイル、滞納情報ファイル	被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、後期高齢者医療関連情報ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録情報ファイル、口座情報ファイル	事後	
平成31年2月4日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条および別表第1 第59号	番号法第9条および別表第1 第59号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条	事後	
平成31年2月4日	I 3. 情報連携ネットワークによる情報連携	番号法第19条第7号 同法別表第2 第82号、第83号	番号法第19条第7号 別表第二 (情報照会の根拠):82の項	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長	高齢者福祉課長 中澤 勝也	高齢者福祉課長	事後	
令和3年11月17日	I -4-②	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和3年11月17日	I -5-①	高齢者福祉課	健康保険課	事後	
令和3年11月17日	I -5-②	高齢者福祉課長	健康保険課長	事後	
令和3年11月17日	I -7	甲府市 福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市 福祉保健部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	
令和3年11月17日	I -8	甲府市 福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市 福祉保健部健康保険課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	
令和3年11月17日	II -1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月17日	II -2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和5年7月26日	II -1 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年7月26日	II -2 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	